委託契約書

- 1 委託業務の名称 放射線機器等保守請負業務
- 2 履行期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- 3 委託料 ●●●●円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額●●●●円

4 委託料の請求方法 年2回払い (9月・3月末請求)

委託者地方独立行政法人市立大津市民病院(以下「甲」という。)と受託者●●●(以下「乙」という。)との間に、頭書の業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

(主記)

- 第1条 甲は、頭書の業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託する ものとする。
- 2 乙は、甲の指示に従い、かつ、別添仕様書に基づいて委託業務を実施するものとする。 (履行期間)
- 第2条 委託業務の履行期間は、頭書の履行期間のとおりとする。

(検査)

- 第3条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して書面により委託業務の完了した ことを報告しなければならない。
- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに委託業務完了の確認のための検査を行うものと する。
- 3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、 再検査を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払)

- 第4条 乙は、頭書の委託料の請求方法に従い、速やかに頭書の委託料(以下「委託料」という。)の支払請求書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した場合において、委託業務の実施状況が 良好であると認めるときは、受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(費用の負担)

第5条 委託業務の実施に必要な器材等に係る費用は、すべて乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

- 第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) この契約を履行しないとき、又はこの契約に違反し契約の目的を達成することができない と認められるとき。
 - (2) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき。
 - (3) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号にお いて同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において 「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同 じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的 若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと 認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入 契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、甲が 乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は、前項第1号又は第2号の規定によりこの契約が解除された場合において、その原因が

乙の責めに帰すべき事由によるとき、又は同項第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

- 3 甲は、翌年度以降において委託料に係る予算の当該金額について減額又は削除があったとき は、この契約を解除することができる。
- 第7条の2 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第7条の2第1項(同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2若しくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき、又は同法第65条若しくは第67条第1項の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき(同法第77条の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)。
 - (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却若しくは訴え却下の判決が確定したとき、又は訴えを取り下げたとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(損害賠償責任)

- 第8条 乙は、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してそ の損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わ ないものとする。
- 第8条の2 乙は、この契約に関し、第7条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を 解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を甲の指定す る期間内に甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲

がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義の決定)

第11条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する ものとする。

平成31年4月1日

大津市本宮二丁目9-9

委託者 甲 地方独立行政法人市立大津市民病院

理事長 片岡 慶正



受託者 乙 ●●●●



放射線機器等保守請負業務仕様書①

1 対象機器

機種名	器機番号	設置場所
NOBLUS	S/N KE16213209	ICU

保守内容	定期点検 年1回、トータルサポート 修理時の交換部品含む 各探触子1本交換可能(計3本)
------	--

放射線機器等保守請負業務仕様書②

1 対象機器

機種名	装置構成	設置場所
DREX-ZX80/P2	HDR-08A(画像処理装置) DBZ-8000A(X線TV寝台) KX0-80Z(X線制御器) TFP-1700A(平面検出器) DRX-6645GD/H1(X線管球)	消化器内視鏡センター X線透視室1
DREX-ZX80/P2	HDR-08A(画像処理装置) DBZ-8000A(X線TV寝台) KX0-80Z(X線制御器) TFP-1700A(平面検出器) DRX-6645GD/H1(X線管球)	消化器内視鏡センター X線透視室 2

2 保守内容

保守内容	定期点検 年2回 随時保守対応 必要時検査立会対応 X線管球を含む全ての部品
------	---

3 適用外項目

- (1) ウィルス対策、有償バージョンアップ
- (2) 周辺他社装置、各種メディア等の消耗品

放射線機器等保守請負業務仕様書③

1 対象機器

機種名	器機番号	SystemID	設置場所
XarioXG	SSA-680A	017	アンギオ室
XarioXG	SSA-680A	018	生理検査腹部エコー室
NemioXG	SSA-580A	019	外科外来
Artida	SSH-880CV	020	生理検査心エコー室
XarioXG	SSA-680A	021	検診部
XarioXG	SSA-680A	022	手術部
Viamo	SSA-640A	023	ICU
NemioXG	SSA-580A/C3	024	泌尿器科外来

保守内容	定期点検 年1回 随時オンコール対応 必要時検査立会対応 本体故障時の交換部品 ユニット内対象プローブ劣化及び故障時の交換部品 (SystemID:023のプローブ交換は年1回を上限)
------	---

放射線機器等保守請負業務仕様書④

1 対象機器

機種名	器機番号	SystemID	設置場所
NemioMX	SSA-590A	027	アンギオ室
PROBE	PSM-30BT/TD		
PROBE	PVM-375AT/TD		
PROBE	PLM-703AT/TD		
NemioMX	SSA-590A	028	健診部
PROBE	PSM-30BT/TD		
PROBE	PVM-375AT/TD		
PROBE	PLM-1204AT/TD		

保守内容	定期点検 年1回、オンコール対応 定期交換部品、本体故障時の交換部品含む 周辺機器修理(カラープリンターCP30D×2、DVDレコーダーBD-X201M×2、 B/WプリンターP93)
------	---

1 対象機器

放射線治療器	製造番号	部品免責額	点検回数
SYNERGY	153100	全額	点検年2回
MLC AGILITY	290345	全額	点検年1回
PRECISE TABLE	213204	全額	点検年1回
IVIEWGT SYSTEM	300560	全額	点検年1回
XVI SYSTEM	335343	全額	点検年1回
HEXAPOD EVO MOD	42304	全額	点検年1回
MMLC (APEX)	118081	全額	点検年1回
周辺機器			
RAMTEC		本体部品無償	校正年1回
Bluephantom		検出器以外無償	点検年1回
Checkmate2		本体部品無償	点検年1回
9DP		検出器以外無償	校正年1回
Monaco/XIO		全額	点検年1回
MOSAIQ		全額	点検年1回
X線CT装置			
TSX-201A/3U	3UA14X2036	200,000 円	点検年2回

2 保守内容

定期点検機器等、点検回数、部品免責は1のとおり

オンコール対応、定期交換部品、点検時、修理時の交換部品含む

周辺機器及びメディア等消耗品は含まない

リモートメンテナンス含む

放射線治療装置については以下の高額消耗品及び構成ユニットを含む

NO.	品名	型式	製造番号
1	マグネトロン	MAGNETRON 6370	13123948
2	サイラトロン	THYRATRON	32284
3	電子銃	ELECTRON GUN	PMBGUN44802
4	X線管球装置	X-RAY TUBE	64476
5	XVI フラットパネル	XVI PANEL	263-7646
6	IVIEWGT フラットパネル	IVIEWGT PANEL	360-7663

冷水装置(ステップサイエンス社)の保守(推奨交換部品FOAMTIPS#130、FRU Z-DRIVE 01 含む)を含む(点検年1回)

周辺機器については検出器、半導体検出器、イオンチェンバー、アクリルファントムは有 償、ソフトウェアのメンテナンス、適用可能時のソフトウェアアップグレードを含む

X線CT装置については以下の消耗品を含む (CUSHION: 3X09-00647、FASTENER: 3X09-04873*A 、 FASTENER : 3X09-04874*A 、 FASTENER : 3X09-04875*A 、 FASTENER : 3X09-04877*A、FASTENER: 3X09-04878*A、MAT-TABLE: BSX78-0833、SIDE-MAT: 4X09-04898、

TRIANGULAR-MAT: 3X09-04286、 WEDGE: 3X09-00643*A、 WEDGE: 3X09-00644*A)

X線CT用X線管球(CXB-750D/3A)X線CT用X線管球熱交換器(CXH-001B)X線CT用 X線管球高圧ケーブル (H. V. CABLE) は対象外とする

放射線機器等保守請負業務仕様書⑥

1 対象機器

装置型名	設置場所
UD150B-40, CH-30GH-30, R-30H, BK-120M, SPT-XD-F4A-A, SPT-XD-A1A, 0. 6/1. 2P型	放射線部撮影室4

2 保守内容

契約時間	休日・祝祭日及び乙の休業日を除く、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分まで。 但し、甲乙協議のうえ変更することができる。
保守内容	定期保守点検 年1回 緊急保守 標準ソフトウェア X線管球装置

3 適用外項目

- (1) 設置場所以外の場所へ、装置を移動する場合。
- (2) 保守契約の範囲を超えて実施する、整備作業(オーバーホール)
- (3) 甲が、装置の設計・仕様の範囲を超える状況下で装置を使用したために、故障が生じた場合。
- (4) 装置の故障が、火災・洪水・地震・落雷等、天災に直接起因する場合。
- (5) 補用品(モニター・II装置・撮像管・メディア等)の供給。

放射線機器等保守請負業務仕様書⑦

1 対象機器

システム名	装置名	シリアル番号	設置場所
循環器X線診断装置	BRANSIST safire	40AD5721C001	放射線部

契約種別	A契約(フルメンテナンス)
保守内容	定期点検 年2回 定期交換部品 フラットパネル (随時保守部品) X線管球装置 (随時保守部品) 部品補償 (モニター等の消耗品及び特別付属品を除く) リモートメンテナンス オンコール対応 IVR基準点での透視・撮影線量率測定 年1回

放射線機器等保守請負業務仕様書®

1 対象装置

システム名	型式	装置番号	設置場所
FPD搭載X線テレビ	SONIALVISION G4	41C35024C008	放射線部X-TV室
システム			

対象装置内訳

名称	型式	数量	名称	型式	数量
X線降圧発生器	D150BC-40S	1式	画像処理装置	DR-300	1式
FPD	SONIAL G4 FPD AF	1式	X線管装置	0.7/1/2JG326D-265	1式
透視撮影台	ZS-200	1式	可動絞り	R-300	1式

N 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
契約時間	休日・祝祭日及び乙の休業日を除く、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分まで。 但し、甲乙協議のうえ変更することができる。
保守内容	定期保守点検 年1回(9月実施) ※点検実施後は「点検済証」を添付すること。 リモートメンテナンス有り オンコール修理技術料無償 標準ソフトウェア無償 部品は全て有償

放射線機器等保守請負業務仕様書⑨

1 対象機器

システム名	装置名	設置場所
バイプレーン頭腹部血管撮影装置	Artis zee BA	放射線部

契約種別	フルメンテナンス
保守内容	定期点検 年3回(4月、8月、12月) 24時間サービス Evolveプログラム 定期点検、技術改良、修理作業、部品交換費用 X線管球、フラットディテクタ リモートサービス(通信費含む)

放射線機器等保守請負業務仕様書⑩

1 対象機器

シフ	マテム名	
GOODN	TET 一式	
内訳	Goodnetサーバシステム	3式
	大容量記憶システム	1式
	LTOテープチェンジャ	1式
	無停電電源装置	2式
	ネットワーク機器	5式
	クライアント	3式

2 保守内容

(1). G - R E A C H

作業内容: メンテナンス回線を介してサーバー及びシステム関連機器を毎朝点検

リモート操作によって解決できる範囲のトラブル解決

アンチウィルスソフトウェアの使用License更新

監視内容: 各サーバーのCPU、RAM、電源モジュール等の状態の監視

RAIDの各ディスク及びコントローラの状態の確認

イベントビューワ等のログファイルの確認

バックアップシステムが正常に稼働しているかの確認

Goodnet各アプリケーションのサービス、ログファイルの状態の確認

(2). G - CARE

作業内容: 定期点検:12ヶ月(年1回の点検)

緊急オンサイト対応:無制限 緊急時初動:当日(乙業務時間内)

点検及び保証内容:

・基本的システムの各点検周期に応じたチェックや動作確認などの定期点検 (サーバー、クライアント機器)

例:各機器の清掃と点検、OSやBIOSの調整、ネットワーク機器類の点検

- ・定期点検訪問時期は甲乙にて調整の上決定する。
- ・緊急訪問修理費用(作業費、派遣費、交通費を含む)
- ・電話及び専門技術者訪問によるアプリケーションサポートサービス
- ・サーバーハードウェアやデバイスの障害に関する交換部品
- ・サーバー障害時の代替機の提供
- ・クライアントハードウェアやデバイスの障害に関する交換部品
- ・クライアント障害時の代替機の提供
- ・サーバーシステム機器障害による製造元専門技術員の派遣
- ・クライアント機器障害による製造元専門技術員の派遣
- ・無停電電源装置(UPS)内バッテリー消耗に関する交換部品
- ・Goodnetシステム内ソフトウェア システム修正
- ・Goodnetシステム内ソフトウェア マイナーバージョンアップ

保守作業は、原則として乙の業務時間内 (平日の午前9時から午後7時まで)

放射線機器等保守請負業務仕様書⑪

1 対象機器

装置名	主要ユニット	型式	医療機器 承認番号	設置場所
核医学診断用検出器 回転型SPECT装置	カ [*] ントリー 寝台 収集ターミナル テ [*] ータ処理ワークステーション コリメータ(交換台車含む)	テ゛シ゛タルカ゛ンマカメラ Bright View	219ABBZX 00294000	放射線部

- ・製造番号のない他社製品、消耗品、補用品は除く
- ・オプション品は除く(主なもの:イメージャー、カラープリンタ、心電波形モニタ)

2 保守内容

契約種別	リファインプラン
保守内容	定期点検 年 2 回 (9月・3月) 補正データ収集作業 年 2 回 (9月・3月) 緊急修理作業対応 (優先派遣) 休日点検対応 年 2 回 ELEC, DET/COLL INTERFACE ABC 一式の交換

3 業務提供時間

KAN ACTIVITIES				
	平日	休日(土、日、祝日)		
電話による修理受付	2 4 時間	2 4 時間		
修理対応時間帯	9時~17時	9 時~ 1 7 時		
定期点検対応時間帯	9時~17時	9時~17時		

上記時間以外は別途対応

4 適用外項目

- (1) 定期点検時交換部品
- (2) 緊急修理部品
- (3) 各種補正データ収集に必要な線源
- (4) 契約内容に含まれない項目の保守
- (5) 指定の環境条件以外での使用に起因して生じた障害損傷の修復に要する費用
- (6) 火災、地震、落雷、その他の天災地変、供給電源電圧異常による障害損傷の修復に要する 費用
- (7) 本装置に接続している指定の機器以外の機器に起因して生じた障害損傷の修復に要する費用
- (8) 故障発生に伴う装置休止に関する補償
- (9) 装置の一部仕様変更に対する装置の性能保証
- (10)装置の追加又は移設及び取替等に関する費用
- (11)誤使用により生じた障害損傷の修復に要する費用
- (12) 指定する従業員以外による装置の保守、修理に起因する異常の修正
- (13)供給のものでない部品の使用などに起因する異常の修正
- (14)保守、修理を行うに当たり必要となる電力の費用

1 対象機器

装置名	主要ユニット	型式	医療機器承認番号	設置場所
乳房用X線診断装置	撮影台 操作卓	LORAD M-4	20800BZY00521000	放射線部

- ・製造番号のない他社製品、消耗品、補用品は除く
- オプション品は除く

2 保守内容

定期点検 年2回(平日9:00~17:00)

精度管理測定(厚生労働省指導) (平日9:00~17:00)

項目 ①乳房圧迫器の確認 (年2回)

- ・圧迫圧力の表示精度確認
- ・圧迫厚の表示精度確認
- ・圧迫器の安全確認
- ②装置各部の作動確認 (年1回)
 - ・部品締結部の確認(カセッテホルダ,圧迫器)
 - ・Cアームの作動確認
 - ・緊急停止スイッチの作動確認
- ③管電圧の精度と再現性の確認 (年1回)
 - ・臨床で多用する管電圧、臨床で使用する最大の電圧、ACR 規格ファントム撮影の管電圧について精度と再現性の確認
- ④線質(第一半価層)の測定(年1回)
 - ・③にて精度を確認した管電圧の線質の測定
- ⑤AECの特性の確認 (年1回)
 - ・Auto-timeモードによる管電圧特性の確認
 - ・Autoモード (臨床で使用しているモード) による被写体厚特 性の確認
- ⑥ X 線出力の再現性の確認 (年1回)
 - ・28kV、150mAsでのX線出力の再現性の確認
- ⑦平均乳腺線量の測定(年1回)
 - ・ACR規格ファントムを日常管理の条件で撮影したときの吸収線量を測定
- ⑧照射野の確認 (年1回)
 - 光照射野とX線照射野の整合性の確認
 - ・X線照射野とフィルムの整合性の確認
 - ・ 焦点の位置の確認

3 適用外項目

- (1) 故障・損傷の修理及びその対応
- (2) 修理時使用の部品
- (3) 装置のグレードアップ
- (4) 装置使用に関し発生する消耗品・補用品
- (5) 点検項目の内、オプション及び受託者のメニューに無い点検項目を実施する場合

放射線機器等保守請負業務仕様書⑬

その他 (スポット保守点検実施対象機器)

1				
装置名	型式	点検実施回数	設置場所	
デジタルX線TV装置	DREX-BL38M4/R2	2回(9月、3月)	放射線部	
ガンマカメラ	GCA-9300A/DA	3回 (7月、11月、3月)	RI室	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。 以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利 利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (取得の制限)
- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の 目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得 しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の 防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために 利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。 (複写又は複製の禁止)
- 第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を 複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第8 乙は、この契約による個人情報を取扱う事務の全部又は一部を、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。
 - 2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、当該委託で取扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならな

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは 作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡す ものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第10 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該 事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならな いこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取扱っている個人情報の状況について、 随時調査することができる。

(指示及び報告)

第12 甲は、乙がこの契約による事務に関して取扱う個人情報の適切な管理を確保するため、 乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることがで きる。

(事故報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、 速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。